

## 文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり指定することとする。

(提案理由)

文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第4条第1項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第18号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）  
（指定）  
第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第2条第1項第1号で規定する有形文化財をいい、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。  
2～6（略）
- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）  
（委任）  
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
（1）～（17）（略）  
（18）文化財の指定  
（19）～（25）（略）  
2（略）



文審第1号

令和4年(2022年)7月29日

熊本県教育長  
白石 伸一 様

熊本県文化財保護審議会  
会長 山尾 敏孝

文化財の県指定について(答申)

令和4年(2022年)7月18日付け教文第1156号で諮問のありましたこのことについて、令和4年(2022年)7月29日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重審議いたしました結果、下記1件を熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項に基づき重要文化財に指定するよう答申します。

#### 記

##### 物件1

名称:「中山観音堂の鰐口」

指定種別:熊本県指定重要文化財(工芸品)

答申理由:「熊本県文化財指定及び選定基準 第1 重要文化財 2 絵画、彫刻、工芸(3)」

## 指 定 案 件 概 要

### 【重要文化財】

なかやまかんのんどう わにぐち  
中山観音堂の鰐口（多良木町）

種 別：熊本県指定重要文化財（工芸品）

所在地： 熊本県球磨郡多良木町奥野 1 3 0 9 - 4 中山観音堂

文化財の概要：

多良木町に所在する中山観音堂の軒先に吊り下げられた鰐口<sup>※1</sup>。青銅製鑄造で応永<sup>おうえい</sup>4年（1397年）制作。

鰐口は南北朝期<sup>※2</sup>の典型的な形態を示しており、現在も良好な状態を保つ。また、蓮華文を施した装飾的な撞座<sup>つきざ</sup>が特徴で、中世の九州における鑄物師<sup>いもじ</sup><sup>※3</sup>の活動を考える上で重要である。

そのほか、鰐口に刻まれた銘文から、制作年代及び二度の奉納の経緯が明らかで、県内に所在する鰐口のうち5番目に古い。

このように、本鰐口は学術的に貴重であるとともに、室町時代初期の鰐口の基準作例に位置付けられるなど文化財として高い価値を有する。

※1 鰐口：神社や寺院の堂前に、布を編んだ太い綱とともに吊るしてある円形の梵音具<sup>ほんおんぐ</sup>。仏具の一種。すずを扁平にしたような形をしている。参詣者が綱や紐を振って打ち鳴らして使う。

※2 南北朝期：14世紀はじめ～14世紀終わりごろの鎌倉時代と室町時代の間の時代。広義には室町時代。

※3 鑄物師：鑄物職人。

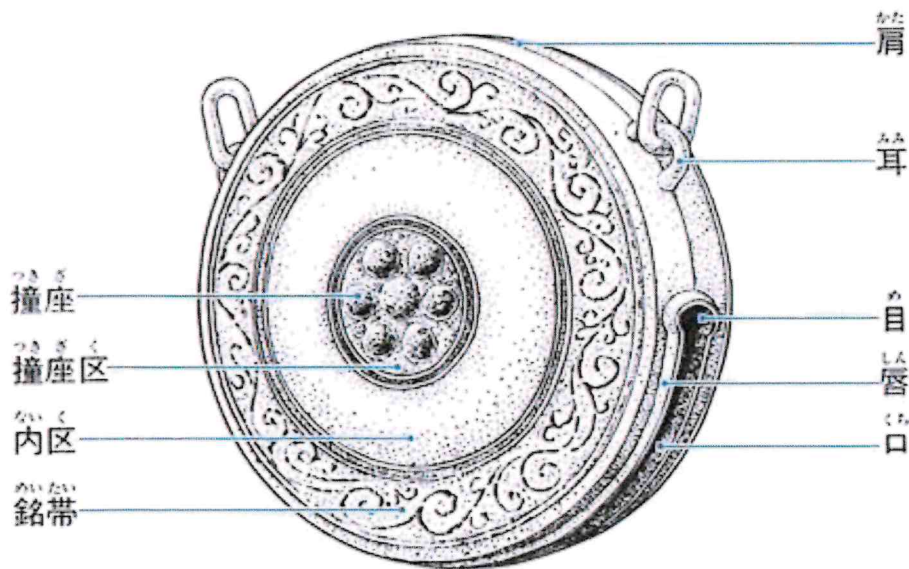
調書

多良木町 「中山観音堂の鰐口」の県指定重要文化財（工芸）の指定について

名 称	中山観音堂の鰐口
員 数	1 口
種 別	重要文化財（工芸）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準第 1－2－（3）
申 請 者	多良木町教育委員会
所 在 地	中山観音堂（球磨郡多良木町奥野 1 3 0 9－4）
所 有 者	中山観音保存会
概 要	<p>中山観音堂の鰐口は、球磨川中流域左岸の球磨郡多良木町奥野の中山観音堂に所在する。</p> <p>青銅製鑄造で、最大幅 26.4cm、面の直径 24.9cm、厚さ 8.0cm を測る。面部は、撞座区、内区、銘帯（外区）から成り、その境界はそれぞれ二条の陽鑄圈線によって分けられる。撞座には素弁八葉蓮華文が施される。耳は正面から見て円弧を描く形で、所謂両面式である。目はやや下向きに突き出す。その側面は縦長の楕円となり、下部は口へとつながる。唇は狭く均一である。こうした形態は南北朝期の典型的な形態と言える。</p> <p>全体に整った形態を示しており、状態良好である。装飾的な撞座が特徴で、九州における鑄物師の活動を考える上でも重要な作例と考えられる。</p> <p>肩及び銘帯にタガネで銘文を陰刻する。肩上部の中央に「鰐口一口」、そこから右に「奉寄進 神宮寺 錫杖院」、左に「日本最初大波社 応永四年 大歳丁丑 八月一日 願主権律師有澄」と刻む。さらに追刻で、銘帯上方中央より右側に「正八幡宮御寶前 願主快賢」、左側に「弘治四年 戊午 三月日 施主各」と刻む。</p> <p>この銘文から、応永4年（1397年）に霧島東神社の別当寺院である錫杖院（宮崎県西諸県郡高原町）に権律師有澄によって奉納され、その後、弘治4年（1558年）に快賢という人物を願主として、現在の鹿児島市神宮である大隅正八幡宮（鹿児島県霧島市隼人町）に奉納されたことがわかる。</p> <p>現在地である中山観音堂に鰐口が移動した経緯については不明だが、熊本県内に残る多くの鰐口と同様に、戦乱の中で移動した可能性が高い。</p> <p>このように本作は、美術工芸品として優れた造形を示し、九州の工芸史を考えるうえで重要な作品であるだけでなく、銘文から制作年代及び二度の奉納の経緯が明らかである。また、県内に所在する鰐口のうち5番目に古いことなど、学術的に貴重であるとともに、室町時代初期の鰐口の基準作例に位置づけられる。以上により、県の重要文化財に指定し、保護をはかるものである。</p>
主要参考文献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山観音堂の鰐口 銘文</li> <li>・九州所在県指定鰐口一覧、九州所在鰐口一覧</li> <li>・前川清一「中世の鰐口について」（『球磨人吉の中世鰐口』山江村歴史民俗資料館、2020）</li> </ul>



安置状況





裏



表



中山観音堂の鰐口 銘文

鰐口一口

奉寄進 神宮寺錫杖院

二 大歳

日本最初大波社 応永 年 八月一日 願主権律師有澄

二 丁丑

(以下追銘)

戊

弘治四年 二月日 施主各

午

正八幡宮御寶前 願主快賢